

# 倉吉市社会福祉法人一般監査区分分類審査基準

平成30年7月17日制定

## I 趣旨

この審査基準は、倉吉市社会福祉法人一般監査区分分類要領（平成25年6月27日施行。以下「要領」という。）別表に規定する評価基準の詳細を定めるものとする。

## II 評価基準① 法令順守の状況に係る審査基準

1 「社会福祉法その他関係法令及び厚生労働省の通知（社会福祉法人に係るものに限る。）」について

社会福祉法人が要領別表の評価基準の欄①アの「社会福祉法その他関係法令」以外の法令に違反している場合において、その違反により当該社会福祉法人の運営に大きな問題があると認められるときは、同欄①アに掲げる要件を満たしていないものとして取り扱う。

2 社会福祉法人の本部の運営に係る「特に大きな問題」について

要領別表の評価基準の欄①アの「特に大きな問題」を例示すると、次のとおりである。

- (1) 特定の個人（又は特殊な関係にある少数の者）の独断により運営されていること。
- (2) 理事会又は評議員会が形骸化しており、役員又は評議員の選任、新規事業、資金の借入れ、基本財産の処分等の重要事項について審議されていないこと。
- (3) 資産又は会計の管理上の不備（当該社会福祉法人の事業と無関係な担保提供、理由がない高額な随意契約及びその契約先からの高額な寄附、会計処理上の問題の多発等）が発生していること。
- (4) 財政が悪化していること、又は財政の再建中であること。

3 「社会福祉事業等」について

要領別表の評価基準の欄①イの「社会福祉事業等」は、社会福祉法人が実施する公益事業及び収益事業についても対象とする。

4 その経営する施設その他社会福祉事業等に係る「特に大きな問題」について

要領別表の評価基準の欄①イの「特に大きな問題」を例示すると、次のとおりである。

- (1) 施設に係る最低基準に違反していること（職員の未充足、居室等の不適当な転用等）。
- (2) 施設又は事業の会計管理が不適切であること（多額の過誤請求、理由がない高額な随意契約及びその契約先からの高額な寄附、会計処理上の問題の多発

等)。

### Ⅲ 評価基準② 社会福祉法人の積極的な取組の評価に係る審査基準

#### 1 監査又は支援

##### (1) 監査又は支援の実施状況の確認

要領別表の評価基準の欄②アのいずれかに該当することを要件としてA-1又はA-2の区分(以下「A区分」と総称する。)の指定の申請が行われた場合、毎年度当該社会福祉法人から提出される計算書類、附属明細書及び財産目録のほか、次に掲げる区分に応じ、当該社会福祉法人から提出を受けたそれぞれの区分に定める書類を確認する。

ア 会計監査人による監査又は会計監査人による監査に準ずる監査(会計監査人を設置せずに、社会福祉法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。以下同じ。)を受けた社会福祉法人 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第45条の19第1項に規定する会計監査報告(以下「独立監査人の監査報告書」という。)及び監査の実施概要や監査の過程で発見された内部統制の重要な不備等を記載した報告書(以下「監査実施概要及び監査結果の説明書」という。)

なお、「独立監査人の監査報告書」及び「監査実施概要及び監査結果の説明書」は、「社会福祉法人の計算書類に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」(平成29年4月27日付け日本公認会計士協会非営利法人委員会実務指針第40号)によるものとする。

イ 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人(以下「専門家」という。)による財務会計に関する内部統制又は事務処理体制の向上に対する支援を受けた社会福祉法人 会計監査及び専門家による支援等について(平成29年4月27日付け社援基発0427第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)別添1「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書」又は別添2「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書」

##### (2) 財務状況の透明性及び適正性並びに経営組織の整備及びその適切な運用の確保

要領別表の評価基準の欄②アの「当該社会福祉法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該社会福祉法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されている」ことについては、毎年度社会福祉法人から提出されるべき報告書類が適正に提出され、かつ、その内容に問題が見受けられないことのほか、次に掲げる基準により判断する。

ア 会計監査人による監査又は会計監査人による監査に準ずる監査を受けた社会福祉法人にあっては、独立監査人の監査報告書に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載されていること。

イ 専門家による財務会計に関する内部統制又は事務処理体制の向上に対する支援を受けた社会福祉法人にあっては、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として1（1）イに定める書類が提出されていること。

(3) 監査及び支援の実施頻度

会計監査人による監査若しくは会計監査人による監査に準ずる監査又は専門家による支援が、毎年度行われていること。

(4) A区分の指定後に実施された監査及び支援の報告

A区分の指定の申請日以降に実施された(3)に定める監査及び支援に係る独立監査人の監査報告書及び監査実施概要及び監査結果の説明書又は1（1）イに定める書類が市長に提出されていること。

2 苦情解決への取組

(1) 「苦情解決への取組」について

要領別表の評価基準の欄②イの「苦情解決への取組」とは、社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成12年6月7日付け障発第452号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知・社援発第1352号厚生省社会・援護局長通知・老発第514号厚生省老人保健福祉局長・児発第575号厚生省児童家庭局長通知）に基づき適正に実施された取組をいう。

(2) 第三者委員の人数について

A区分として指定する社会福祉法人の第三者委員は、複数とする。

3 福祉サービス第三者評価の受審

(1) 「福祉サービス第三者評価」について

要領別表の評価基準の欄②イ（ア）の「福祉サービス第三者評価」とは、鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関認証要綱（平成16年10月1日付け福保第871号鳥取県福祉保健部長通知）に基づき県知事が認証した評価機関が実施した福祉サービス第三者評価及び地域密着型サービス外部評価をいう。

(2) 評価の公表割合の考え方について

福祉サービス第三者評価については、鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業事務処理取扱要領（平成16年10月1日付け福保第871号鳥取県福祉保健部長通知）により、その結果の公表は任意とされているが、全項目数の1割以上の項目について公表しないこととしている場合は、A区分としての要件を満たさないものとする。

(3) 福祉サービス第三者評価の受審頻度

福祉サービス第三者評価は、3年に1回（地域密着型サービス外部評価については、毎年）受審しなければならない。

(4) 福祉サービス第三者評価の実施時期

福祉サービス第三者評価については、(3)に定めるところにより、A区分の指定の申請日以前に実施されていなければならない。

また、A区分の指定の申請日の属する年度から指定の有効期間が終了する日の属する年度までの間、(3)に定める回数の福祉サービス第三者評価が予定されていなければならない。

(5) A区分の指定後に実施された福祉サービス第三者評価の結果報告について

A区分の指定の有効期間内に、(3)に定めるところにより福祉サービス第三者評価を受審していることを確認するために、A区分の指定の申請日以降に福祉サービス第三者評価を受審したときは、速やかに、その結果の写しを市長に提出しなければならない。

4 ISO9001認証の取得

(1) ISO9001認証について

「ISO9001認証」とは、ISO9001の規格で要求される事項について、社会福祉法人自らが定めた規程又はマニュアルにより明確にされ、これに基づき業務が進められ、自己チェックされ、及び改善に取り組みられているかを公益財団法人日本適合性認定協会が認定する認証機関が認証したものをいう。

(2) ISO9001認証に係る審査

ISO9001認証の取得後は、毎年の維持審査及び3年ごとの更新審査を受け、常にサービスの質を向上させることが必要であるため、これらの審査を継続して受けていなければならない。

(3) ISO9001認証の時期

A区分の指定の申請日以前にISO9001認証を取得していなければならない。また、A区分の指定の申請日の属する年度から当該指定の有効期間が終了する日の属する年度までの間、(2)に定める審査を受けることが予定されていなければならない。

(4) A区分の指定後に実施されたISO9001認証に係る審査結果の報告について

A区分の指定の有効期間内に、(2)に定める更新審査を受けていることを確認するために、A区分の指定の申請日以降にISO9001認証の更新審査を受けたときは、速やかに、その結果の写しを市長に提出しなければならない。

5 地域社会に開かれた事業運営

(1) 「地域社会に開かれた事業運営」について

「地域社会に開かれた事業運営」とは、次に掲げる要件を満たしているものをいう。

- ア 福祉関係養成校等の研修生又は介護相談員（以下「実習生」という。）の受入れが行われていること。なお、実習生の受入れに当たっては、基本姿勢が明示され、受入れ体制が整備されていること、効果的なプログラムが用意されていること等その育成について積極的に取り組まれていることが必要である。
- イ ボランティアの受入れを実施していること、又は施設内若しくは地域における行事の機会を通じて地域の福祉関係者、市民団体等との積極的な交流が行われていること。なお、ボランティアの受入れに当たっては基本姿勢が明示され、受入れ体制が整備されていること、及び地域の福祉関係者、市民団体等との交流に当たっては利用者と地域との交流を広げるための地域への働き掛け又は施設等の機能を地域に開放する取組が積極的に行われていることが必要である。

(2) 取組の頻度について

地域社会に開かれた事業運営の取組については、A区分の指定の申請日の属する年度の前年度において取組を実施した実績があり、かつ、当該指定の申請日の属する年度から当該指定の有効期間が終了する日の属する年度までの間、毎年度、取組を実施することが予定されていなければならない。

(3) 実習生の受入れの要件

実習生の受入れについては、次に掲げる要件のうち2以上の要件を満たしていなければならない。

- ア 実習生の受入れに関する基本姿勢を明文化していること。
- イ 実習生の受入れについて、連絡窓口、事前説明、オリエンテーションの実施方法等の項目が記載されたマニュアルを整備していること。
- ウ 実習生の受入れに際し、学校との覚書を取り交わす等により、実習における責任体制を明確にしていること。
- エ 実習指導者に対する研修を実施していること。
- オ 実習内容全般を計画的に学ぶことができるようなプログラムを用意していること。
- カ 実習内容について、学校と連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っていること。
- キ 社会福祉士、介護福祉士等の種別に配慮したプログラムを用意していること。

(4) ボランティアの受入れの要件

ボランティアの受入れについては、次に掲げる要件のうち2以上の要件を満たしていなければならない。

- ア ボランティアの受入れに関する基本姿勢を明文化していること。
- イ ボランティアの受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備していること。
- ウ ボランティアに対して必要な研修を行っていること。

(5) 地域の福祉関係者、市民団体等との積極的な交流の要件

(1) イの地域の福祉関係者、市民団体等との積極的な交流については、次に掲げる要件のうち2以上の要件を満たしていなければならない。

- ア 地域との関わり方について基本的な考え方を明文化していること。
- イ 活用することができる社会資源及び地域の情報を収集し、掲示板の利用等で利用者に提供していること。
- ウ 利用者が地域の行事又は活動に参加する際に、必要に応じて職員又はボランティアが援助を行う体制が整っていること。
- エ 地域の人々に向けた、事業所及び利用者への理解を得るための日常的なコミュニケーションを心掛けていること。
- オ 利用者の買い物、通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の利用者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨していること。
- カ 介護、保育等について、専門的な技術講習会又は研修会、地域住民の生活に役立つ講演会等を開催して、地域へ参加を呼び掛けていること。
- キ 介護相談・育児相談窓口、障がい者及びその家族等に対する相談支援事業、子育て支援サークル等、地域のニーズに応じ住民が自由に参加することができる多様な支援活動を行っていること。
- ク 地域に向けて、理念又は基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物、広報誌等を配布していること。

6 先駆的な社会貢献活動

(1) 「先駆的な社会貢献活動」について

「先駆的な社会貢献活動」については、全国社会福祉法人経営者協議会が発刊する地域貢献活動実践事例集「社会福祉法人における地域貢献に向けた「1法人（施設）1実践」活動事例集 地域社会とともに歩む社会福祉法人をめざして」を参考にして、社会福祉に関する制度によらない地域のニーズを把握し、公益的な事業又は活動が実施されていること等に着目して評価する。

(2) 取組の頻度について

先駆的な社会貢献活動の取組については、A区分の指定の申請日の属する年度の前年度において取組を実施した実績があり、かつ、当該指定の申請日の属する年度から当該指定の有効期間が終了する年度までの間、毎年度実施されることが予定されていなければならない。

### (3) 先駆的な社会貢献活動の要件

先駆的な社会貢献活動については、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

ア 社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業以外の活動であること。

イ 社会福祉と関係のある活動であること。

ウ 営利目的の活動ではないこと。

エ 全国又は県内において、当該活動を実施している他の社会福祉法人等が存在しないこと、又は当該社会福祉法人等の数が極めて少ない状況であること。

オ 当該活動の内容が次のいずれかに該当すること。

(ア) 地域のニーズに対応するもの

i 施設機能等を地域に還元するもの

ii 個別のニーズに対応した柔軟なサービスを提供するもの

(イ) 福祉教育又は人材育成を目的とするもの

(ウ) 関係機関又は団体と連携して行うもの

## IV その他留意事項（共通事項）

### 1 法人の組織体制の違いによる留意点

#### (1) 複数の社会福祉施設を経営する社会福祉法人の取扱い

複数の社会福祉施設を経営する社会福祉法人が、要領別表の評価基準の欄②イに該当するとしてA区分の指定の申請を行う場合には、次に掲げる要件を満たすことを必要とする。

ア 当該社会福祉法人が経営する全ての社会福祉施設において、苦情解決への取組が適切に行われていること。

イ 当該社会福祉法人が経営する全ての社会福祉施設において、要領別表の評価基準の欄②イ（ア）から（エ）までに掲げる事項のいずれかへの取組が行われていること。

#### (2) 社会福祉施設を経営していない社会福祉法人の取扱い

社会福祉施設を経営していない社会福祉法人が、要領別表の評価基準の欄②イに該当するとしてA区分の指定の申請を行う場合には、次に掲げる要件を満たすことを必要とする。

ア 当該社会福祉法人が実施する全ての事業において、苦情解決への取組が適切に行われていること。

イ 当該社会福祉法人が事業を実施する事業所のいずれかにおいて、要領別表の評価基準の欄②イ（ア）から（エ）までに掲げる事項のいずれかへの取組が行われていること。

(3) その本部において先駆的な社会貢献活動の取組が実施されている社会福祉法人の取扱い

その本部において先駆的な社会貢献活動の取組が実施されている社会福祉法人については、当該社会福祉法人が経営する社会福祉施設のうちいずれかの社会福祉施設又は当該社会福祉法人が事業を実施する事業所のうちいずれかの事業所において、先駆的な社会貢献活動の取組が実施されているとみなすことができるものとする。

2 A区分の指定の有効期間内に新たな施設を設置した場合の取扱い

A区分の指定の有効期間内に当該社会福祉法人が新たな施設を設置した場合は、当該指定の有効期間内は、当該新たな施設については1の取扱いによらず、積極的な取組が実施されていることを必要としない。ただし、次回の当該指定の申請時においては、1の取扱いによるものとし、当該新たな施設においても積極的な取組が実施されていることを必要とする。

3 「社会福祉施設」の定義

「社会福祉施設」とは、次の表に掲げる施設とする。

種別	第1種社会福祉事業に該当する社会福祉施設	第2種社会福祉事業に該当する社会福祉施設
生活保護法関係施設	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 救護施設</li><li>・ 更生施設</li><li>・ その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設</li></ul>	
児童福祉法等関係施設	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 乳児院</li><li>・ 母子生活支援施設</li><li>・ 児童養護施設</li><li>・ 障害児入所施設</li><li>・ 児童心理治療施設</li><li>・ 児童自立支援施設</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 助産施設</li><li>・ 保育所</li><li>・ 児童家庭支援センター</li><li>・ 母子・父子福祉施設</li></ul>



就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律関係施設		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼保連携型認定こども園</li> </ul>
老人福祉法関係施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養護老人ホーム</li> <li>・ 特別養護老人ホーム</li> <li>・ 軽費老人ホーム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老人デイサービスセンター</li> <li>・ 老人短期入所施設</li> <li>・ 老人福祉センター</li> <li>・ 老人介護支援センター</li> </ul>
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等関係施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者支援施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域活動支援センター</li> <li>・ 福祉ホーム</li> <li>・ 身体障害者福祉センター</li> <li>・ 補装具製作施設</li> <li>・ 盲導犬訓練施設</li> <li>・ 視聴覚障害者情報提供施設</li> </ul>
その他施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 婦人保護施設</li> <li>・ 授産施設</li> </ul>	